

小田原市消防計画の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市消防計画の改定
政策等の案の公表の日	令和7年2月14日（金）
意見提出期間	令和7年2月14日（金）から令和7年3月17日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、消防総務課窓口、足柄1市5町の市役所・町役場）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

計画改定の手順に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市基本構想が小田原市議会で可決される前に本計画のパブリックコメントをなぜ募集しているのか。	D	小田原市消防計画の改定は、当該計画内で規定する概ね3年毎の見直し期間を迎えて実施するものです。 今回改定する内容は、現在策定されている計画内容のうち各事業に係る進捗状況の反映と名称等の具体化に伴う字句の整理が主旨となります。 また、小田原市消防計画の法的な位置付けは、消防組織法第4条第2項15号の規定により定められた市町村消防計画の基準を根拠としており、そのうえで本市総合計画との整合性について調整していく関係性にあるものです。 よって、この度の改定は、それぞれの計画に影響を与えないものと判断されたため、本計画単体での手続きとして実施したものです。